

議 長 日程第2「議案第14号令和4年度松田町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 皆さん、おはようございます。定例会9日目、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、議案第14号令和4年度松田町国民健康保険事業特別会計予算。令和4年度松田町国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億7,902万2,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000万円と定める。

(歳出予算の流用)第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願い申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは、国民健康保険事業特別会計について説明させていただきます。平成30年度からの国民健康保険制度の広域化により、都道府県が財政運営の責任主体となって5年目に入ります。本町では、国民健康保険税の賦課方式を変更し、令和元年度から段階的に資産割の廃止を進めてきましたが、令和3年度で経過措置が全て終了いたしました。今後も税負担の平等性に基づく賦課に努めてまいります。

それでは、歳入歳出予算事項説明書により説明させていただきます。240ページ、241ページをお開きください。歳入でございます。款1、項1、国民健

康保険税。目 1、一般被保険者国民健康保険税は、被保険者の減少や高齢化などにより保険税額が減少したと考えております。

目 2、退職被保険者等国民健康保険税は、退職者医療制度が平成27年 3 月末で廃止されたことに伴い、令和 2 年度において対象者がゼロとなったため、手続漏れ等の遡り加入に対応するための科目設定扱いとなります。

款 2、使用料及び手数料…（「ページが違う。248ページ。」の声あり）すみません。248、249ページです。それでは、最初から…（私語あり）いいですか、続きということで。退職者医療制度が27年 3 月末で廃止されたことに伴い、令和 2 年度において対象者がゼロとなったため、手続漏れ等の遡り加入に対応するための科目設定扱いとなります。

款 2、使用料及び手数料、項 1、手数料は、督促状の発行に伴う手数料でございます。

款 3、県支出金は、制度改正により神奈川県から保険給付費等に充てるものとして交付されるものでございます。

項 1、県補助金、目 1、保険給付費等交付金の普通交付金が主に医療費分として保険給付費等に充てられます。

次のページ、250、251ページをお願いいたします。特別交付金は、糖尿病等の重症化予防や健康づくりの取組など、医療費の適正化に向けた取組等に対する支援などの保険者努力支援制度分として交付されるものでございます。

款 4、財産収入は、預金利子でございます。

款 5、繰入金、項 1、目 1、一般会計繰入金の節 1、保険基盤安定繰入金から節 4、財政安定化支援事業繰入金までは、法定繰入金でございます。

節 1、保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険税減額分を公費で補填する制度で、保険税軽減分として県 4 分の 3、町 4 分の 1、保険者支援分として国 2 分の 1、県 4 分の 1、町 4 分 1 を負担し、一旦一般会計で負担金を受け入れ、町負担分を合わせて当会計に繰り入れるものです。

節 2、職員給与費等繰入金は、職員 3 名分及び管理栄養士の給与費と、事務費分の繰入れでございます。

節 3、出産育児一時金繰入金は、歳出の出産育児一時金の3分の2を繰り入れるものでございます。

節 4、財政安定化支援事業繰入金は、国保財政の安定化を図るために交付され、一旦一般会計で受け入れ、繰り入れるものでございます。

項 2、基金繰入金、目 1、財政調整基金繰入金は、歳出でも説明いたしますが、平成28年度末に神奈川県より借り入れた保険財政自立支援事業資金に対する公債費元利償還金に充てるために1,000万円を繰り入れるものでございます。

款 6、繰越金につきましては、前年度からの繰越見込額を計上しております。

款 7、諸収入につきましては、主に延滞金のほか、項 2、指定公費負担医療立替交付金として、次のページ252、253を御覧ください。70歳から74歳の前期高齢者につきましては、法律上は2割負担となっておりますが、国の政策により1割負担とするよう凍結されているため、その1割の立替分が国より交付されるものです。

次のページ、254、255ページをお願いいたします。歳出について説明いたします。款 1、総務費の主なものは、人件費、事務費、国民健康保険団体連合会への負担金、保険税の賦課徴収等に係る徴税费、国保運営協議会費等を計上しております。説明欄を御覧ください。中段 2、一般管理費の主なものは、節11、役務費の手数料ですが、神奈川県国保連合会に支払う共同処理業務手数料でございます。2、会計年度任用職員給与費は、レセプト点検員の報酬でございます。

目 2、団体負担金は、国保連合会への負担金でございます。

項 2、徴税费、次の256、257ページを御覧ください。目 1、賦課徴収費の主なものは、説明欄の 1、一般管理費の会計年度任用職員給与費は、収納対策に従事する職員の報酬でございます。

項 3、目 1、運営協議会費は、国保運営協議会に係る経費として、委員 6 名分の報酬でございます。

款 2、保険給付費、項 1、医療諸費の目 1 から 4 にあります一般被保険者と退職被保険者の療養給付費として、医科、歯科、調剤等の医療費と、療養費と

して柔整、補装具等の費用でございます。

次のページ258、259ページを御覧ください。目5、審査支払手数料は、療養給付費等に係るレセプト審査に係る手数料で、国保連合会へ支払うものでございます。

項2、高額療養費は、同月内に支払った自己負担額が限度額を超えた場合、その超えた分について被保険者に支給する制度でございます。

項3、移送費は、医師の指示により緊急やむを得ず重病人の転院などの移送費用で、科目設定扱いとしております。

項4、出産育児諸費では、1件42万円の出産育児一時金6件分でございます。

次の260、261ページを御覧ください。項5、葬祭諸費は、1件5万円の葬祭費25件分でございます。

款3、国民健康保険事業費納付金は、平成30年度の制度改革で設けられたものでございます。この国民健康保険事業納付金につきましては、国民健康保険制度の広域化制度設計時の激変緩和が引き続き図られることになっております。

項1、医療給付費分、項2、後期高齢者支援金等は一般被保険者、退職被保険者に分けられ、項3、介護納付金については国民健康保険に加入している40歳以上65歳未満の加入者から徴収したもので、おのおの神奈川県により改定された金額を納付するものでございます。

款4、共同事業拠出金につきましては、退職者医療の過年度対応分の科目設定扱いとなります。

次の262、263ページを御覧ください。款5、保健事業、項1、保健事業費、目1、保健普及費は、医療費通知等にかかる経費や、1件2万円の人間ドック補助金85件分の経費でございます。また、管理栄養士1名分の会計年度任用職員の人件費を計上しております。

目2、国保ヘルスアップ事業は、平成29年度からの取組ですが、保険者努力支援制度に係る事業として実施するものでございます。説明欄を御覧ください。平成30年度から第2期データヘルス計画に基づく被保険者の健康保持増進のための事業として、1、糖尿病性腎症重症化予防事業、2、地域包括ケアシステ

ム推進事業を引き続き実施しております。これらの事業に従事する保健師等の賃金、健康教育の講師等にかかる報償費などを計上しております。3、特定健診未受診者対策事業は、過去5年間のデータから受診の有無や治療の状況などからグループ分けをし、グループごとに勧奨内容や勧奨スケジュールを立て、受診の確認、再度の勧奨など、きめ細やかな対応により受診率の向上を図ります。

次の264、265ページをお願いいたします。4、早期介入保健指導事業は、30代の国保被保険者に対して健診の勧奨や保健指導を行うものでございます。なお、これらの国保ヘルスアップ事業の経費につきましては、全額県費で補助されます。

項2、目1、特定健康診査等事業費は、特定健康診査や特定保健指導に係る経費でございます。

款6、項1、基金積立金につきましては、積立金の利子でございます。

款7、公債費、項1、広域化等支援基金償還金は、平成28年度に借り入れた神奈川県保険財政自立支援事業資金を1年据え置き、平成30年度から1,000万円ずつ5年間で神奈川県に償還しているもので、令和4年度で完済となります。

款8、諸支出金、項1、償還金及び還付加算金は、過年度分の保険税過誤納還付金や還付加算金と、次のページ266、267ページを御覧ください。項2、指定公費負担医療立替金などがございます。

款9、予備費については、歳入歳出の差額分を計上してございます。

次の268ページから271ページには国保会計の職員等の給与費明細書が、272ページには債務負担行為調書、県貸付金償還に係る現在高の調書並びに県貸付金の元利償還金内訳を掲載しております。後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
4 番 平 野 263ページの健康の見える化事業のことを少しお聞きしたいんですけれども、これ、きっと福祉課なんかにも関わっている事業なのかなと思うんですけども、何年か前から取り組まれていると思いますが、何かそういう見える化によって

データ、何か明らかになりつつあるのか。その進捗を教えてください。

町 民 課 長 こちらの国保ヘルスアップ事業の中で、見える化事業ということなんですけれども、現在、継続して実施しているんですけども、それで実際成果が出たかという、まだ検証はまだでございます。すみません。

4 番 平 野 データを積み上げている最中ということなんですかね。また何かそういういろいろなことが分かってきた段階で、では御報告をお願いいたします。

1 1 番 寺 嶋 何点かお尋ねします。まずはですね、国民健康保険の令和4年度予算に当たっての根拠として、加入世帯とか被保険者数というのは大体どの時点を出しているのか。それで、今回はどのぐらいの対象者というのが分かれば、まずはお聞きします。

あとはですね、歳入のほう保険税の算定なんですけども、これは所得、要するに前々年度というか、そういう所得の参考にしているのかね。あとは、今回はまだ令和3年度の確定申告まだしてない…確定されてないので、その辺の兼ね合いはどういうになっているのか、歳入のほうの保険税の関係でお尋ねします。

あとは、歳出のほうの保険給付費なんですけども、これは多分、過去の実績等をね、勘案して見積もられたと思いますけども、この保険給付費、歳出のほうのこの積算見積りはどのようにされたのでしょうか。以上お伺いいたします。

町 民 課 長 まず被保険者数なんですけれども、予算を立てるときは令和3年の10月時点で被保険者を算出しているんですけども、ちょっと今、手元にはないんですけども、今現在、令和4年2月末の被保険者の数としましては2,428人、世帯としては1,605世帯。参考にですね、令和2年3月末と令和3年3月末でございますので。令和2年3月末が2,478人、1,616世帯、令和3年3月末が2,450人、1,599世帯でございます。

それと、課税についてなんですけども、前年の所得を今、申告してもらっているといるんですけども、それが確定しました後に、7月に本算定ということで、その税額を基に計算するんですけど、それまでの4月から6月までというのは仮算定ということで、前年の保険税の割ったもので算出しております。

(私語あり) 前年度の健康保険税をそのまま割って使っております。

あと、歳出の給付費ですね。前年度の実績と、あと3年度途中までの実績を加味して算出しております。4年度の算出としては、月平均21万円ということの12か月分ということで算出しております。

11番 寺 嶋 これで見ますとね、歳入と歳出が若干ですね、前年度減るということなんですよね。それで、今回保険税、若干減るということでありまして…保険者がね、減るということの見積りなんですけども、今回それはどうしてなのかということ、私がおもうには、軽減措置とか、3年度からの資産割がなくなったとか、そういうような関係で保険税が、歳入のほうの保険税が若干減るのかなと思う。あと歳出のほうでは、給付費が減るということ、コロナ禍の影響だと思うんですけども、お医者さんにかかるといますか、医療費が若干減るというような傾向にあるんですけども、そういうような捉え方でね、よろしいんでしょうか。

あと、今回は3年度の所得がまだ確定してないので、今回仮算定ですよ。6月あたりから今度本算定が確定すると思うんですけども。そうした場合には、この若干変動あると思うんですけども、そういうような、それはどういうふうになりますでしょうか。保険税の変動が。以上ですね、はい。

町 民 課 長 実際にですね、前年の所得が確定して、全体として所得が増えるか減るかというのは、ちょっと加味されておられません。予想としては、コロナの影響で仕事減って減収ということが考えられます。(「保険税の、歳出。」の声あり)

保険税が減ったことにつきましては、税の制度の関係で資産割なくなったというのはあるんですけども、被保険者、若干ではありますけど減ってるということと、皆さん高齢になってきたので、所得がある方が減ってきてるということも原因となっております。

11番 寺 嶋 じゃあ、ちょっと最後にもう一回お尋ねします。保険給付費なんですけども、これも若干減る傾向になってるのかと思うんですけども。それはどのようなことで捉えてますか。

町 民 課 長 先ほど議員がおっしゃったとおりに、コロナの影響ではないかと考えております。実際に私自身がかかるのも控えていたりするので、町民の方もそうでは

ないかと思っております。

11番 寺 嶋 終わります。

6番 井 上 1点お伺いをいたします。ページで259ページでですね、国民健康保険の県の制度改正で県の広域化というふうな形になりました。その中で、今までもですね、国民健康保険の財政運営の安定化の中で、変動の一番大きい部分としては、高額療養費がですね、突出する場合において、そこに対する予算のですね、補正等ということで、大分国民健康保険財政が変動する要因となっているというふうに考えていますが、広域化によってですね、高額療養費が突然ですね、金額が大きくなった場合に、県の制度の中でそういった平準化のための対応があるのか、それともその高額療養費については従前どおりですね、やはり町の財政運営の中で対応をしていかなければいけないのかについてお伺いをいたします。

町 民 課 長 実際に透析の方1人出ても、年間500万ぐらいすぐが変わってしまうので、高額療養費については一番重要な点だとは思いますが、今現在ですね、国民健康保険の場合、基金がありますので、それ自体というのは制度が変わったときに激変緩和ということで、県のほうで納付金のほうを抑えていただいているので、その額と同じぐらい今、積み上がっているところなんですけれども。それから取り崩して対応していこうと考えております。県に実際そのときにどういう救済制度があるのかというのは、ちょっと今、確認できないので、申し訳ありません。

6番 井 上 それではですね、従来と同じような形の中で、今、基金と言われましたが、その部分につきましては繰入金等ということで、歳入の中の251ページにあります財政調整基金の繰入金で対応するという理解をしていいのかというふうに思いますが、その点についてお伺いします。

また、さらにですね、それであるとする、先ほど基金の現在高のお話も出ましたが、令和3年度末見込みの国民健康保険の財政調整基金の現在高見込みを併せてお知らせいただきたいと思います。

町 民 課 長 議員のおっしゃるとおり、財政調整基金から繰り入れるということで、現在

ですね、国民健康保険と診療所合わせました財政調整基金のほうの3月末の残高見込みが3億5,028万9,102円なんですけども、そのうちの国保分としましては2億6,213万3,076円でございます。

6 番 井 上 財政調整基金3億5,000万で、国保分が2億6,000万ということで、了解をしましたが、この辺の財政調整基金ですね、2つの会計が1つの基金を持つというふうな今、仕組みになっています。これは以前にですね、診療所部分の積立金が大分大きく、それをですね、国保財政のほうでうまく利活用…利活用というか、利用できないかというふうな施策の中で、2つの基金を一体化したというふうに考えております。今、ここはですね、令和4年度の予算審議という形の中ですので、担当のほうのですね、財政調整基金、本来は国保分、診療所分ということで、独立した基金が私は適正ではないかなというふうに思いますが、その辺の考え方をお聞かせいただいて最後といたします。お願いします。

町 民 課 長 実際にですね、基金としてはそれぞれ特別会計なので独立していたほうがいいのかという考えも私もございますが、今、運用としては、きちんと国保分と診療所分と、内訳を積み上げていますので、現在のままだでも、変な話、大丈夫かなと言ったら変ですけども、現在の状況のままでよろしいかと考えております。

6 番 井 上 分かりました。ただですね、その基金のですね、診療所分、国保分で、例えば251ページに積立金の利子というのが歳入で計上されています。そういった部分はですね、どのように管理をされているのか。例えば借入れ先…積立て先ですね、預託先をですね、診療所分と国保分に分けているのか、それともその預託先は例えば一本の預託金額で管理をされているのか。その辺が明確でないよね、基金としての運用が国保分、診療所分ということで、正確な運用ではないというふうにも考えますので、そこだけお知らせください。

町 民 課 長 現在ですね、銀行に預ける方式の中で、診療所分のほうには利息のつかない預金形式となっておりますので、国保分のほうは定期とか、利息がつくような運用になっておりますので、取り崩さなくてもいいように、片方は使える預金に、片方は利息がつくような預金にということで、実際にこちらの計上される預金

利子につきましては、国保分という形になりますので、よろしく願いいたします。

6 番 井 上 終わります。

議 長 ほかにございますか。この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第14号令和4年度松田町国民健康保険事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。